

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部
経理部長 岡田 健治

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年6月23日（月） 13時30分 （送達による入札書の受領期限は、令和7年6月20日（金）17時必着）
- (2) 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課第1入札室
（送達による入札書の送付先：〒114-8565 東京都北区十条台1-5-70 海上自衛隊補給本部経理部契約課）

2 入札参加申込の日時等

- (1) 日時：公告日～令和7年6月20日（金） 17時まで
- (2) 場所：海上自衛隊補給本部経理部契約課
- (3) 申込：応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」（写し）の提出をお願いします。（「入札参加申込用紙」は、入札公告HP下段の契約関係書類等から入手できます。）

3 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量・単位	履行期限	履行場所
07-1-3153-6104-0132-00	ケース、救命ボート用、2型	59個	令和8年2月27日	各地

5 仕様説明会

実施しません。

6 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。

7 契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとし、ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとし、

8 契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室

9 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

10 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

11 適用する契約条項

売買契約一般条項

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効となります。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。
- (2) 入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、5項に示す説明等がある場合はこれによります。
- (3) 同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は、令和7年6月16日17時までに同等品承認申請書を提出し、その後契約担当官等の承認を受けなければなりません。
- (4) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとします。
- (5) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。
なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (6) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3908-5121（内線）5645 5622 FAX：03-5924-7603
なお、この入札における仕様（内訳）書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3268-3111（内線）5453

調達要求番号：07-1-3153-6104-0132-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	調達品目表による。	仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3
名称	ケース，救命ボート用，2型 衛生器材（カタログ製品） 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	25. 6. 5
		改正年月日	令和7年5月20日
		補給本部 需品部 需品第2課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊において使用する衛生器材（カタログ製品）の調達に係る共通的要求事項について規定する。

1.2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

MRS-G-00008 プロビジョニング資料等作成共通仕様書

M4P-L-00419 衛生資材（包装・表示）共通仕様書

2 製品に関する要求

製品に関する要求は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き，次による。

- a) **一般事項** 製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。
- b) **製品の表示** 製品の表示は，**M4P-L-00419**による。

3 監督・検査

監督及び検査は，調達要領指定書に指定する場合を除き，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は，**M4P-L-00419**によるほか，商習慣による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き，製造者の標準品を

附するものとする。

2.

5.2 添付・提出書類

添付・提出書類は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

なお、提出書類として機器構成品等一覧表を作成する際は、**MRS-G-00008**による。

5.3 承認用図面（見本）

承認用図面は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

5.4 搬入・調整

搬入・調整は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達品目表

調達要求番号	07-1-3153-6104-0132-00	作成部課	補給本部需品部需品整備課
調達要求年月日	7.5.28	作成年月日	令和5年5月8日
仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3	品目番号	Q-Z0356-1
物品番号等	QP 6545-919-5280-2		

品名	カタログ製品名 ^{a)}
ケース, 救命ボート用, 2型	船山(株)製 防水ソフトケース(医療用) KBB-07, 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注 ^{a)} 記載したカタログ製品名は, 製品を選定する際の参考として例示したものであり, 当該製品を指定するものではない。	

1 製品に関する要求

1.1 一般的要求事項

調達要領指定書によって指定する場合を除き, 新品であること。

1.2 材質

- a) 防水生地, 防水ファスナーを使用していること。
- b) 防水生地の引張強さは, 1,500N/3cm 以上であること。

1.3 寸法・質量

- a) 本体寸法は, W220~240mm×D280~300mm×H65~70mm 以下であること。
- b) 質量は 600g 以下であること。

1.4 機能・性能

- a) ファスナーを閉じた状態では水に浮き, 防水仕様であること。
- b) 内容物の出し入れが容易な構造であること。
- c) 運搬用の持ち手を 1 個以上有すること。
- d) 本体背面右下に名刺サイズの透明なポケットを有すること。
- e) 本体上部内側に A5 サイズ(縦置き)以上の透明なポケットを有すること。
- f) 外圧から内容物を保護するための可撤式の保護材を本体内部側面に有すること。

1.5 色相

色相は, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, オレンジ色を標準とする。

1.6 赤十字の表示

本体上部に図1及び表1に示す赤十字を強固に固着させるものとする。

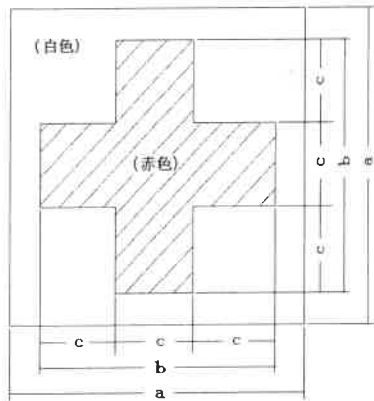


図1 - 表示

表1 - 寸法

各 部 の 寸 法		
a	b	c
150mm	120mm	40mm

2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指示する場合のほかは、製造者の標準附属品を附属するものとする。

調達要求番号：07-1-3153-6104-0132-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—————	仕様書番号	M4P-L-00419-J
名称	衛生資材 (包装・表示) 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	62. 2. 19
		改正年月日	R4. 11. 25
		補給本部 需品部 需品整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用する衛生資材の包装及び表示について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

JIS Z 0105 包装貨物—包装モジュール寸法

JIS Z 8304 銘板の設計基準

JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

NDS Z 0001 包装の総則

NDS Z 8011 角形銘板

2) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18. 12. 27）

b) 関連文書

1) 規格

NDS Z 8201 標準色

2) 法令等

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

日本薬局方（明治19年公布）

2 要求事項

2.1 製品本体の表示

2.1.1 一般事項

製品本体の表示方法は、次による。

- a) 消耗品のうち、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）の11530による性質区分Cに区分される物品（衛生特殊繊維製品を除く。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下、医薬品医療機器等法という。）等の関係法規又は個別仕様書等により指示する場合を除き、表示は必要としない。
- b) 非消耗品及び消耗品のうち、性質区分Xに分類される物品については、**NDS Z 8011**に基づく角型銘板により表示すること。ただし、形状や大きさ等の事情により、規定の角型銘板による表示が困難な場合は、その限りではない。

2.1.2 角型銘板

角型銘板の表示方法は、次による。

- a) **使用銘板** **NDS Z 8011**による1種銘板（付図1）又は1種、2種兼用の銘板（付図2）を基本とし、その他の場合は、個別仕様書等により示す。
- b) **書き方** 左横書き、漢字は常用漢字、数字はアラビア数字、書体は直立の丸ゴシック体を基本とする。
- c) **記載項目** 記載項目は、次による。
 - 1) **名称（海上自衛隊）又は海上自衛隊標識** 両方又はどちらか一方を記載する。海上自衛隊標識は付図3による。
 - 2) **品名** 防衛省や海上自衛隊などで規定する品名とする。
 - 3) **物品番号等** 防衛省や海上自衛隊などで規定するもの。
 - 4) **製造年月又は納入年月** 必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。
 - 5) **納入業者又は製造者名** 必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。ただし、記載する余裕がないときは、略称又は社章を記載してもよい。
 - 6) **その他** 1種、2種兼用の銘板については、主要諸元及び性能を記載する。
- d) **材料** 原則として、**JIS Z 8304**によるものとするが、機能・性能を損なわない範囲において、プラスチック、上質紙、布などを適宜選んで使用してもよい。
- e) **色** 原則として黒（つやなし又は半つや）とする。ただし、危険標識などに使用する場合は、**JIS Z 9101**に準ずる。
- f) **塗料等** 塗料、インキ、染料などは、銘板の材料に適合した耐摩擦性、耐候性及び密着性のあるものを使用する。
- g) **取付方法** 銘板の材料、使用箇所などによって、小ねじ、リベット、タッピンねじ、接着剤、縫い付けなどで取り付け、容易に剥がれないようにする。
- h) **形状・寸法** 原則として**NDS Z 8011**によるが、これによらない場合は、**JIS Z 8304**に示す寸法の中から選定する。また、四隅の角は、原則として適当な丸みを付け、1種銘板は、原則として輪郭を設ける。

2.2 包装

2.2.1 一般事項

包装は、次の事項に留意して行うものとする。

- a) 輸送・荷役・保管における外的諸条件に耐え、製品の品質が確実に保持されなければならない。
- b) 包装の軽量化、小容量化、経費節減及び流通の合理化を図るべく、合理的に包装を行うものとする。
- c) 包装材料は、原則として市販品を採用し、かつ、輸送・荷役・保管の諸作業が容易に行えるものでなければならない。
- d) 細部事項に規定する所要条件に適合する場合は、商習慣による包装容器を使用することができる。
- e) 包装の種類は、個装、内装、外装の3種類を標準とした上で、物品の種類によってそのいずれかを省略することができる。

2.2.2 個装・内装

NDS Z 0001に引用する規格を標準とするが、医薬品医療機器等法等に定めがある物品については、当該関係法規等によるものとし、また、せん刀等は刃先を十分に保護する包装を施すものとする。その他、特別な包装が必要な場合は、個別仕様書等により示す。

2.2.3 外装

NDS Z 0001に引用する規格を標準とする。

2.2.3.1 外装の省略

個装又は内装に両面段ボール箱等の容器が使用されており、かつ、必要に応じてバンド等で補強してある場合は、外装を省略することができる。

2.2.3.2 外装の収納基準

同一包装に収納する品目は、同一契約の同一品目ごとに行うものとするが、次の場合は、これによらないことができる。

- a) **混合包装** 同一契約で、各物品の数量が少ない又は1個当りの容積が小さい場合及び異なる契約で契約ごとの包装容積が小さい場合で、2品目以上の個装又は内装を組合せて外装（以下、混合包装という。）する方が経済的、かつ、合理的である場合は、混合包装することができる。
- b) **分割包装** 一つの品目が2以上の構成成分、付属品などから成り、質量又は容積が大きいもの、その他の包装技術上の理由で分割して包装（以下、分割包装という。）することが適当な場合は、相互の組合せを明らかにして分割包装とすることができる。

2.2.4 質量基準

NDS Z 0001に引用する規格を標準とする。

2.2.5 寸法基準

寸法について、特に示されない場合は、JIS Z 0105の規定によるものとする。

2.3 包装の表示

2.3.1 一般事項

表示は、次の事項に留意して行うものとする。

- a) **表示の書き方** 表示の書き方は、原則として左横書き、漢字は常用漢字、数字はアラビア数字とする。
- b) **表示の色** 特に指定するものを除き、黒とする。

- c) **表示方法** 刷り込み，スタンプ，描画，印刷，ラベル等から選択する。いずれの方法によっても，明確であって，かつ，輸送・保管中において，にじみ，摩擦，すれ，退色，剝落などの生じにくい材料を用いなければならない。
- d) **その他** 医薬品医療機器等法により規定がなされているときは，関係法規等の定めるところによって表示を行わなければならない。

2.3.2 細部事項

2.3.2.1 個装・内装の表示

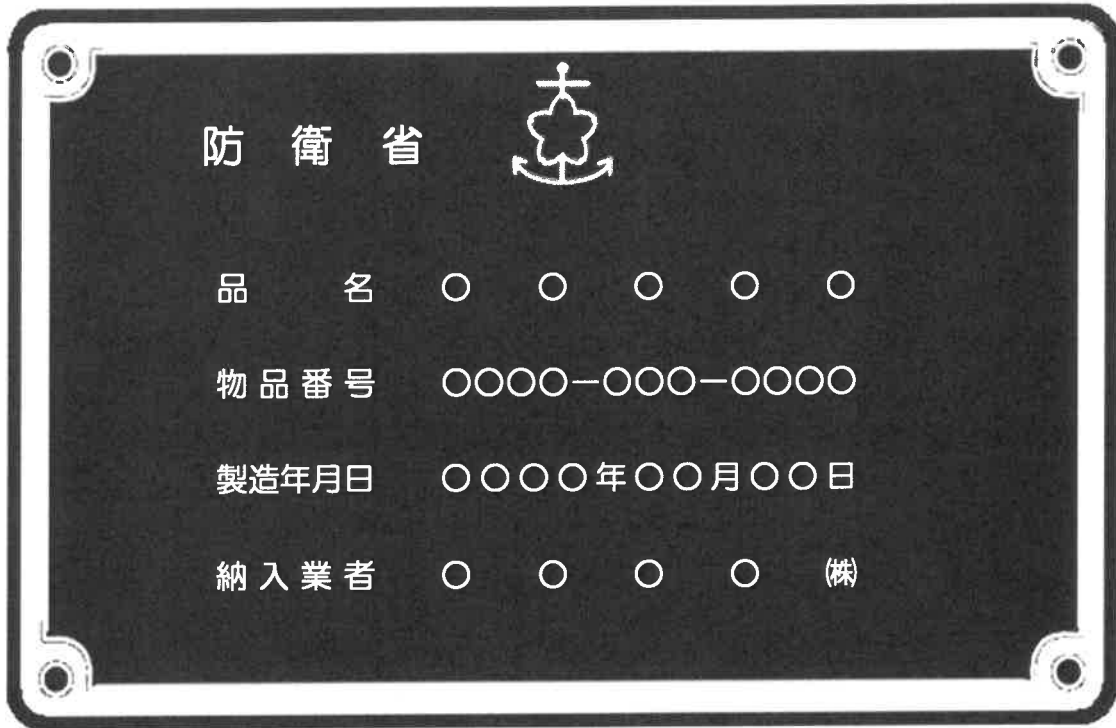
- a) **形式** 個装の表示は付図4，内装の表示は付図5によるものとし，その他追加事項がある場合は，個別仕様書等で指示するものとする。
- b) **個装・内装の表示の省略** 包装の形状・寸法の関係上等，表示が困難な場合，その表示を省略できる。

2.3.2.2 外装の表示

外装の表示は，付図6を基準とするが，混合包装の場合は，付図7，分割包装の場合は，付図8による。

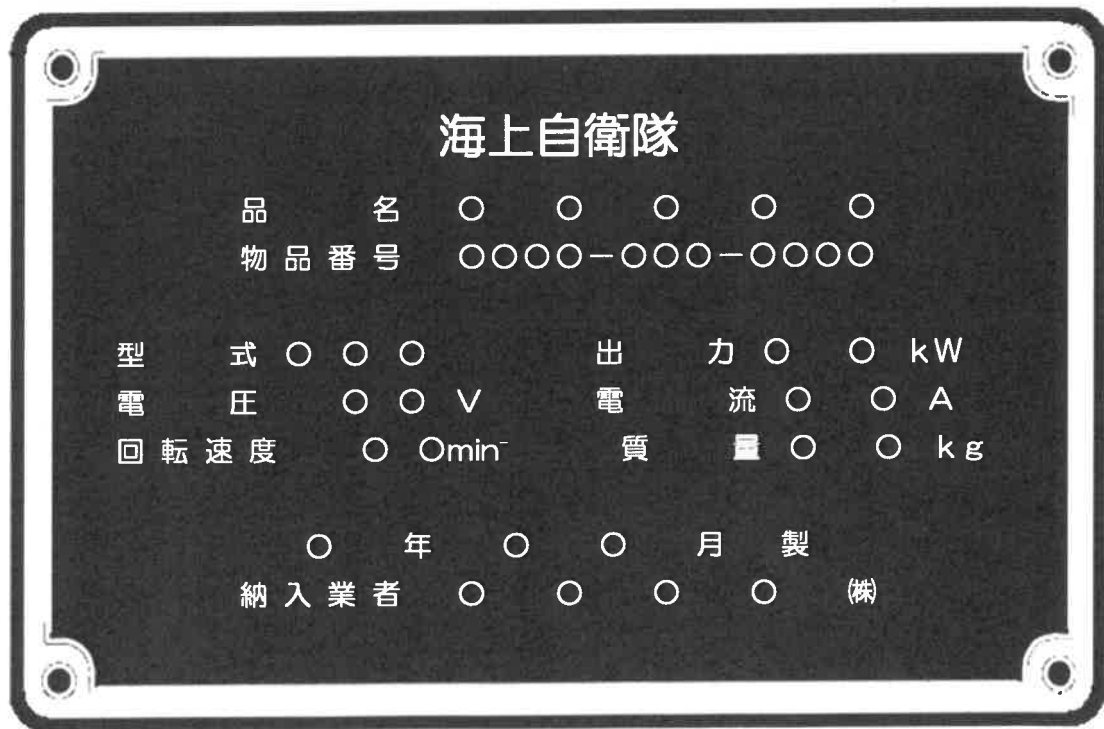
3 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は，監督官経由契約担当官等と協議するものとする。



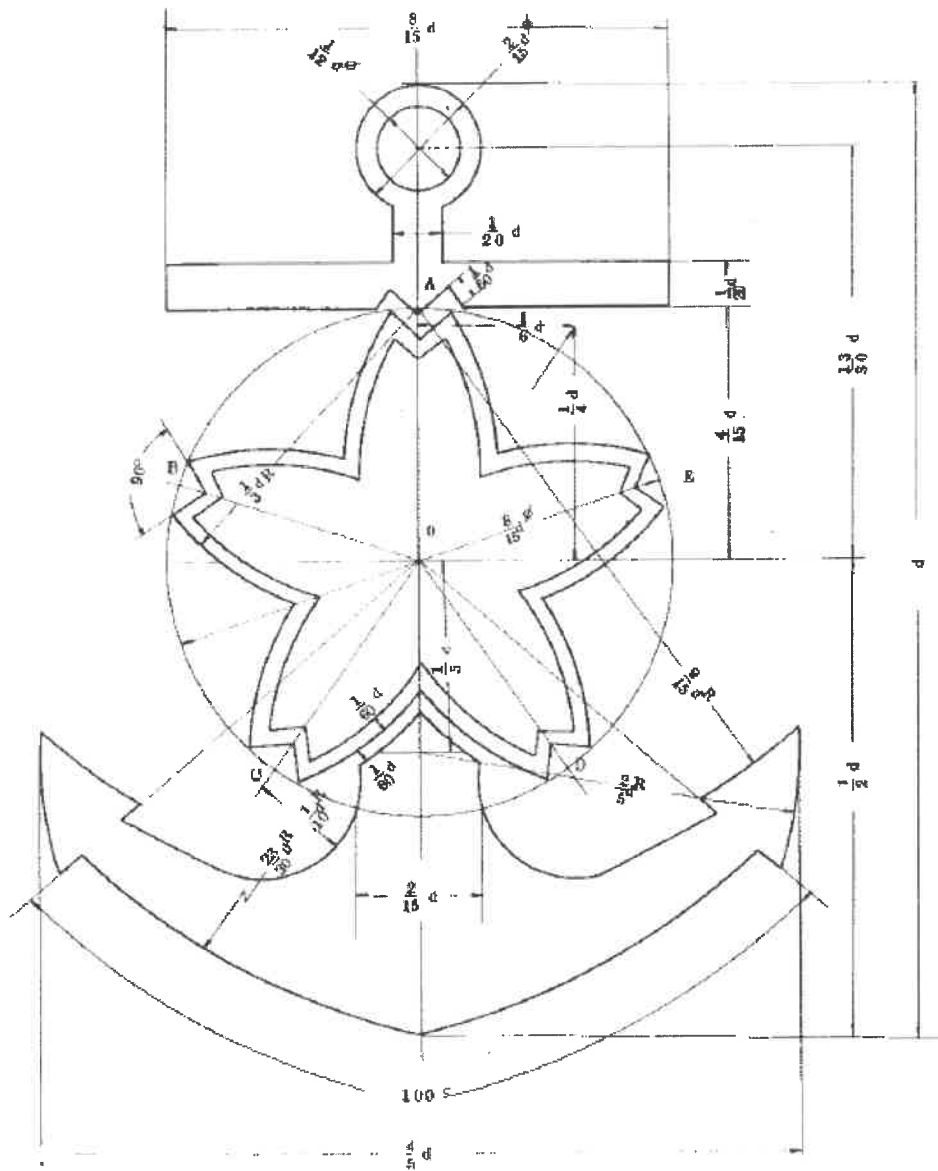
注記 例を示す。

付図1-第1種銘板



注記 例を示す。


付図2-第1種, 2種兼用の銘板



注記1 原点0の中心とする直径 $\frac{8}{15}d$ の円に内接する正5角形の頂点をA~Eとする。


注記2 頂点A~Eを中心として $\frac{1}{3}d$ を半径とする弧を描いて花卉を作る。

付図3—海上自衛隊標識

 a)	
品	名
物	品 番 号
納	入 年 月
納	入 業 者


注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図4－個装の表示

 a)	
品	名
物	品 番 号
内装に含まれる個装の数量	
納	入 年 月
納	入 業 者

注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図5－内装の表示

 a)	
調達要求番号 ^{b)}	○○-○-○○○○-○○○○-○○○○
品	名 ○ ○ ○ ○ ○ ○
物	品 番 号 ○○○○-○○○-○○○○
使	用 期 限 ^{c)}
包	装 番 号 ^{d)}
納	入 年 月

注記 例を示す。

注^{a)} 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。


^{b)} 調達要求番号又は契約番号を記入する。

^{c)} 使用期限又は最終有効年月を記入する。(期限等がなければ省略できる。)

^{d)} 下の例による。

例 10包装のうちの、2個目であることを示す場合→2/10

付図6－外装の表示


 a)	
混合包装	
調達要求番号 ^{b)}	〇〇-〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 △△÷△ △△△△-△△△△-△△△△
品名・物品番号・数量	1 〇〇・〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇・〇E A 2 △△・△△△△-△△△-△△△△・△S E
使用期限 ^{c)}	〇〇年 〇〇月 (1の品名) △△年 △△月 (2の品名)
包装番号 ^{d)}	〇/□
納入年月	〇〇年 〇〇月

注記 例を示す。

- 注** a) 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。
 b) 複数の契約による場合は、該当する全ての調達要求番号又は契約番号を記入する。
 c) 品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。(期限等がなければ省略できる。)
 d) 下の例による。

例 7包装のうちの、3個目であることを示す場合→3/7

付図7-外装(混合包装)の表示

 a)	
分割包装	
調達要求番号 ^{b)}	〇〇-〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
品名	〇 〇 〇 〇 〇 〇
物品番号	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
使用期限 ^{c)}	〇〇年 〇〇月
包装番号 ^{d)}	〇/□
納入年月	〇〇年 〇〇月
納入業者	〇〇〇〇(株)

注記 例を示す。

- 注** a) 海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。
 b) 調達要求番号又は契約番号を記入する。
 c) 品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。(期限等がなければ省略できる。)
 d) 次の例による。

例 2包装のうちの、2個目であることを示す場合→2/2

付図8-外装(分割包装)の表示

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	07-1-3153-6104-0132-00
	調達要求年月日	7.5.28
	作成部課	補給本部需品部需品第2課
	作成年月日	令和7年4月7日
品名	ケース，救命ボート用，2型	
仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3	

指定事項：本調達は，次による。

3 監督・検査

監督及び検査は，海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）別冊第2 標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし，品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けること。

5 その他の指示

5.2 提出書類

提出書類については，表1による。

番号	書類名	提出先	表1-提出書類	記事
1	検査等申請書	検査官	4	海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18），書式第22による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	品質保証書又は検査成績書	検査官	1	—
3	包装証明及び外装の表示	検査官	1	
4	納品書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27），海補3021様式による。